

## 東松山市道路反射鏡設置基準

### (目的)

第1条 この基準は、道路反射鏡の設置について必要な事項を定め、車両交通の安全かつ円滑な通行を補助し、交通事故を防止することを目的とする。

### (設置箇所)

第2条 道路反射鏡は、車道幅員が原則6m未満であり、最徐行しても見通しの確保が困難な場合で、交通事故が発生するおそれのある、次の各号のいずれかに該当する箇所に設置するものとする。

- (1) 東松山市が管理する道路法の道路（以下「市道」という。）の交差点、曲線部
- (2) 市道から市道へ通り抜けできる私道であって、不特定多数の車両が通行する交差点
- (3) 第1号から第2号に掲げる場所のほか、市長が交通安全上、特に必要と認める場所

2 次に該当する場合には設置しないものとする。

- (1) 個人住宅及び利益を伴う施設等（集合住宅、駐車場、店舗等）の出入口

### (設置要望)

第3条 市民からの設置要望は、事前協議のうえ、自治会長または行政パートナー（以下「自治会長等」という。）から市長へ別紙1「道路反射鏡設置要望書」を提出するものとする。

2 自治会長等から要望書を受理したときは、別紙2「道路反射鏡設置基準評価表」に基づく現地調査を行い、主要道路（交差する道路が2車線又は設計速度40km/h以上の道路等）の場合には原則20点以上、それ以外の場合には原則25点以上で反射鏡を設置するものとする。

### (設置位置)

第4条 道路反射鏡の設置位置は、適切な電力柱又は電話柱（以下「電柱」という。）がある場合は、電柱（民地内を含む）への共架を優先し、適切な電柱が無い場合には、歩行者や車両の通行に支障とならない官地に設置するものとする。

2 電柱及び官地に適切な設置位置がない場合は、土地所有者の承諾を得て民地に設置することができる。

3 民地内電柱へ共架する場合又は民地に設置する場合には、土地所有者より別紙3「無償使用承諾願書兼承諾書」により無償使用承諾を得るものとする。

### (技術基準)

第5条 道路反射鏡の構造基準は、「道路設計の手引き 道路編（埼玉県県土整備部）」によるものとする。

### (その他)

第6条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

### 附則

この基準は、平成30年5月1日から施行する。

令和5年4月3日から改定する。

年 月 日

東松山市長

宛

自治会・行政区

住 所 東松山市 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

電 話 \_\_\_\_\_

## 道路反射鏡設置要望書

設置箇所 東松山市 \_\_\_\_\_ 地先

面 数 1 面 ・ 2 面

要望理由

---

---

---

---

---

---

---

---

添付書類 案内図、無償使用承諾書（民地設置の場合）

令和7年11月10日

東松山市長 森田光一 宛

自治会・行政区

東松山自治会

住所 東松山市松葉町1-1

氏名 松山太郎

電話 0493-23-2221

## 道路反射鏡設置要望書

設置箇所 東松山市 松葉町一丁目1番1号 地先

面数 1面 ・ 2面

要望理由

この交差点は左右が宅地になっているためそれぞれの見通しが悪く、また交通量も多い状況です。朝夕には通勤や帰宅で利用する人でさらに交通量が増えます。

また、事故を起こしそうになったとの話も度々伺っているため、反射鏡の設置を要望します。

添付書類 案内図、無償使用承諾書（民地設置の場合）